

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成19年2月16日(金)	
場 所		宇土市役所5階第1会議室	
出席者	委員会	村橋 久昭 委員長 岡崎 誠男 委員 上拂 耕生 委員 久森 庸助 委員 伊藤 博士 委員	
	市	指名等審査会委員,事務局(財政課)	
審議対象期間		平成18年9月1日~平成19年1月31日	
抽出案件		122	(備考)
一般競争入札		0	
指名競争入札		122	
1億円以上		(0)	
5千万円以上1億円未満		(0)	
1千万円以上5千万円未満		(38)	
5百万円以上1千万円未満		(25)	
3百万円以上5百万円未満		(13)	
3百万円未満		(46)	
随意契約		0	
その他		0	
委員からの意見・質問,それに対する回答		意見・質問 次のとおり	回 答 次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 対象期間内の工事，指名停止状況及び入札制度改正について

【事務局より対象期間内に行った工事入札全般，指名停止運用状況及び入札制度改正についての説明】

質問・意見	回 答
<p>『対象期間内全工事について』 全体として言えることであるが，工事については下請け業者がある場合が多いと思うが，その状況などの監理はどのようになっているのか？ 一括下請けなどが行われなような方法をとってあるのか？</p> <p>『入札制度改正について』 19年度改正予定の3番目までは事業者の説明済みとあるがいつの段階でどのように説明してあるのか。</p>	<p>いわゆる丸投げ，一括下請けについては法律で禁止されているところである。 部分下請けについては，発注担当課の工事の監督職員に，元受事業者から書類により下請けの申請がなされる。 その後も現場監理を行う中で状況を確認しながら施工を行っている。</p> <p>18年7月の建設業者・職員研修会において，18年度改正点の説明を行う際，1年後となる19年度の改正予定を併せて説明している。</p>

2 抽出案件

【抽出事案4件について事務局から工事概要，指名の経緯，開札結果について説明】

	件 名	入札等方式 参加業者	指名業者選定理由	落札率 (%)
1	平成18年度 松山地区基盤整備促進事業幹線1号水路改良工事(1工区)	指名競争 市内21社	指名審査方針による。 一般土木工事であり，市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	95.83
2	平岩・米の口線改良舗装工事	指名競争 市内13社	指名審査方針による。 一般土木工事であり，市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	99.31
3	走瀉配水池電気設備工事	指名競争 市内1社 市外19社 合計20社	指名審査方針による。 電気設備工事であり，宇土市外の有資格業者より19社，宇土市内事業者から1社の合計20社指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	47.03

4	潤川・堤防線災害復旧工事	指名競争	指名審査方針による。 災害復旧工事であり、市内の有資格業者を指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	95.63
		市内9社		

『抽出事案について』

まず、全ての入札の中で契約金額の大きいものを1件。

次に全ての入札の中で落札率が最も高いものを1件。

全ての入札の中で落札率が最も低いものを1件。

最後に、災害復旧工事から1件。

入札において、無効になる場合はどのような場合があるのか。

落札率が低いものが50%を下回っているが、こういった場合、低価格すぎるといって何らかの措置はあるのか？

非常に入札に対して辞退者が多いように見受けられる。

制度的なペナルティはないということだが、指名する段階で、なんらかの判断として、指名回避などの措置は考えられないのか。

あまりに辞退の割合が高い事業者に関してはなんらかの措置があつてよいのではないか。

市外の事業者を指名する際はどのような基準で指名するのか。

代理人に対し委任されている入札において、入札書に代表者名のみ記載されている場合、あるいは件名の間違いなどがある。

入札手法として、郵便入札を採用しているため、入札会場に全ての事業者が揃っている状況はほとんどないので、一旦落札者保留とし、その事業者に対して直接確認をとり、その積算根拠などを確認する。工事発注担当課も含め確認し、施工可能だと判断された場合は、そのまま契約にいたることとなる。

格付時に、指名に対する辞退割合を加味し、減点対象にするなど、できないことはないと思う。ただ、ペナルティとしての受け取り方をすれば、果たして格付に反映することが可能なのか、研究の余地があると思う。

仮に格付に反映させることができる、となった場合においても、即基準の改正、ということにはならず、19年7月に、来年度(20年度)改正予定として説明した上での実施となっていくものと考えられる。

業種によって違いがあるが、先ほどの電気設備工事などは全国区の会社を指名している。その他建築で1億円を超えるものなどは、市内で施工可能な事業者を含め、県内の上位企業を指名することになる。もちろん、規模が大きくなれば、全国区の事業者の指名もしていく。

大きな工事の際にはJVによる入札はないのか。

平成11年度以降、JVによる入札による入札は行っていない。

(閉会)